9　国税通則法第百十八条の規定並びに国税通則法施行令（第三章（第七条、第八条及び第十条を除く。）、第四章（第十三条第二項、第十四条及び第十五条第四項から第六項までを除く。）、第二十二条、第二十三条第一項、第二十六条の二、第二十条、第三十九条及び第四十条の規定に限る。）の規定及び国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）（第二章、第三章（第十一条及び第十四条に限る。）、第五章、第五十六条及び第六十九条第一項の規定に限る。）の規定は、法第九十七条の二の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる国税通則法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一条	国税（以下同じ）	租税特別措置法第九十七条の二第一項（特別還付金の支給）に規定する特別還付金（以下この条において「特別還付金」という
	国税の	特別還付金の
	国税を	特別還付金を
第十五条第一項第一号	国税の年度、税目	租税特別措置法第九十七条の二第一項（特別還付金の支給）に規定する特別還付金（以下「特別還付金」という。）の年分
第二十三条第一項	国税の	特別還付金等（租税特別措置法第九十七条の二第二十四項（特別還付金の支給）の規定により読み替えられた法第五十七条第一項に規定する特別還付金等をいう。以下この項において同じ。）の
	各号に掲げる国税	各号に掲げる特別還付金等
	国税に係る	特別還付金等に係る
	還付金等（法第五十六条第一項（還付）に規定する還付金等をいう。以下同じ。）	特別還付金
	還付加算金	租税特別措置法第九十七条の二第十項に規定する加算金
	なつた還付金等	なつた特別還付金
	還付金等を	特別還付金を
	当該還付金等	当該特別還付金
第二十三条第一項第二号及び第七号	国税	特別還付金等

10　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第六条の七の規定は、法第九十七条の二の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同令附則第六条の七中「還付金等（法附則第九条の十第一項各号に規定する還付金等」とあるのは「特別還付金（租税特別措置法第九十七条の二第二十五項の規定により読み替えられた法附則第九条の十第一項第二号に規定する特別還付金」と、「還付加算金」とあるのは「租税特別措置法第九十七条の二第十項に規定する加算金」と、「還付金等が」とあるのは「特別還付金が」と、「還付金等に」とあるのは「特別還付金に」と読み替えるものとする。

第五十五条第一項中「第二十五条第十八項」を「第二十五条第十三項」に、「第三十九条の七第九項、第十一項及び第十七項」を「第三十九条の七第七項」に改める。

（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第二条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第七項中「新令」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百九十九号）第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行令」に、「第二十三項第二号」を「第二十四項第二号」に、「第二十五条の七の二第六項」を「第二十五条の七の二第七項」に改める。

附則第二十六条第二項の表第二百六十二条第一項及び第二項の項及び第二十八条第四項の表第二百六十二条第一項及び第二項の項中「準用する」の下に「場合」を加える。

附則第四十条第五項中「新令」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百九十九号）第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行令」に、「第二十四項第二号」を「第二十五項第二号」に、「第三十九条の七第十六項第三号」を「第三十九条の七第六項第三号」に改める。

（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第三条　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十二年政令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中租税特別措置法施行令第十九条の三の改正規定の次に次のように加える。

第十九条の四第五項第二号ロ中「いう。）」の下に「又は法第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等（第七項において「非課税口座内上場株式等」という。）を加え、同条第七項中「であるもの」を「又は非課税口座内上場株式等であるもの」に、「第二十五条の八の二第三項」を「第二十五条の八の二第四項」に改める。

第一条中租税特別措置法施行令第二十五条の十の二の改正規定を次のように改める。

第二十五条の十の二第十項第三号中「及び第二十二号」を「、第二十二号及び第二十四号」に、「又は第二十二号」を「、第二十二号又は第二十四号」に改め、同条第十五項第三号中「又は特定口座以外の口座」を「若しくは法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座（以下この項及び第二十項において「非課税口座」という。）に係る法第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等（第六号及び第二十四号において「非課税口座内上場株式等」という。）であつた上場株式等又は特定口座以外の口座（非課税口座を除く。次号及び第十六項において「相続等一般口座」という。）」に改め、同項第四号中「特定口座以外の口座」を「相続等一般口座」に改め、同項第六号中「限る」の下に「ものとし、非課税口座内上場株式等を除く」を加え、同項第二十二号中「（特定口座」の下に「及び非課税口座」を加え、同項第二十四号を同項第二十五号とし、同項第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が開設する非課税口座に係る非課税口座内上場株式等で、当該非課税口座からの当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所又は当該金融商品取引業者等の他の営業所に開設されている当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の特定口座への移管により受け入れるもの（次に掲げる要件を満たすものに限る。）

イ　当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、当該非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の長に対し、当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等を当該特定口座に移管する旨、移管する非課税口座内上場株式等の種類、銘柄及び数その他の財務省令で定める事項を記載した書類を提出して移管されること。

ロ　当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の一部の移管がされる場合には、当該移管がされる非課税口座内上場株式等と同一銘柄の非課税口座内上場株式等は全て当該移管がされる非課税口座内上場株式等に含まれること。